

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第四条第二項第七号及び第百十一条第一項第六号の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を次のように定める。</u></p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第四条第二項第七号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</u></p> <p>「一、四 略」</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第四条第四項第八号及び第百十一条第一項第六号の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</u></p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第四条第四項第八号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</u></p> <p>「一、四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	